

涌谷町立学校・幼稚園において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について

令和2年7月29日

令和2年7月9日付け「県立学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について」を参考に、涌谷町立学校及び幼稚園において感染者等が発生した場合の対処については、以下のとおりとする。

1 涌谷町教委の対応について(学校の休業等)

涌谷町教委は、町立学校及び幼稚園の児童生徒等や教員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、当該校について、学校内や園内での感染拡大防止等を図るため、下表により、一時的に全部又は一部の休業を実施する。

なお、町内又は近隣市町の感染レベルが上がる等により、町長から学校及び幼稚園施設の使用停止要請等があった場合は、町立学校及び幼稚園の一斉休業等を検討する。

状 況	対 応	期間等
(1)児童生徒等が感染した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に全部又は一部を臨時休業(学校閉鎖)とする。 ・保健所や学校医の助言を得た上で、校内の感染リスクを検討し、リスクの低い学年や学級の休業を解除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、保健所の助言による ・施設の消毒が完了するまで
(2)児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、臨時休業は行わない。 	
(3)感染の恐れがある場合		

2 学校の対応について(出席・出勤停止等)

学校、幼稚園は、児童生徒等や教職員の状況に応じて、下表により措置する。

状 況	期 間 等
(1)感染した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医師または保健所の許可が出るまで
(2)濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間 <ul style="list-style-type: none"> ・医師または保健所の許可が出るまで
(3)感染の恐れがある場合	
(4)発熱等の風邪の症状がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・症状が改善するまで
(5)不安により登校、登園(出勤)を控える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不安が改善するまで(児童生徒等)

※臨時休業に伴う職員の在宅勤務については、事前に教育総務課に相談すること。

3 感染者等が発生した場合における学校内の消毒について

各学校幼稚園は、児童生徒等の感染が確認された場合、次のとおり消毒を実施する。

(1) 児童生徒が感染した場合

保健所の助言を踏まえ、必要な場合は専門業者による施設消毒を行う。

(2) 児童生徒等の感染が疑われる場合

保健所の助言等を踏まえ、感染予防対策を徹底した上で、職員が消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて施設を消毒する。

なお、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

(3) その他

施設の消毒に係る経費は、通常の前算で対応することとするが、不足等が生じる場合は、教育総務課において担当課と適宜調整し速やかな執行に努める。

4 その他

(1) 感染者が発生した場合の報道機関への公表

① 涌谷町教委は、関係部局が感染症のまん延防止のため行動履歴などの公表が必要と判断した場合、学校名を含め発生事実を公表する。

(公表する内容は、関係部局が感染した児童生徒の保護者や本人からの同意を得た事項に係る。)

② 公表する場合は涌谷町教委が行うこととし、公表前に当該関係者に連絡する。

(2) 保護者への連絡

- ・学校及び幼稚園は、臨時休業又は学年・学級閉鎖に至った事実や感染拡大防止対策等について、個人が特定されないように配慮の上、速やかに当該校の保護者に連絡する。